

私立幼稚園  
私立幼保連携型認定こども園 } 設置者様

神奈川県福祉子どもみらい局  
子どもみらい部私学振興課長  
(公印省略)

令和8年度私立幼稚園等特別支援教育費補助事業計画書の提出について（通知）

日頃から、幼児教育の振興にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

今年度の私立幼稚園等特別支援教育費補助金の交付を希望される設置者は、保護者に標記補助事業の趣旨をご説明いただき、私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱第7条に基づく標記事業計画書を下記の添付書類とともに、令和8年9月30日(水)までに提出してください。

## 1 提出書類

- (1) 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業計画書（第1号様式）
- (2) 補助対象経費算出表
- (3) 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業申請園児一覧表（別紙）
- (4) 同意書（新規・継続を問わずすべての園児分）
- (5) 特別支援の必要性を証する書類（新規申請園児のみ）
- (6) 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業計画書・提出票

※ 様式等掲載ホームページ：

分類から探す>教育・文化・スポーツ>教育>私立学校>私立学校向け補助金関係のお知らせ  
>令和8年度私立幼稚園等特別支援教育費補助事業に係る事業計画の照会について

※ 「(5) 特別支援の必要性を証する書類（新規申請園児のみ）」については、やむを得ない理由により9月30日(水)までに提出できない園児がいる場合、追加提出することができます。なお、該当園児についても漏れなく(3)に記載してください。

※ (5)の追加送付の提出期限は、10月30日(金)です(必着)。

※ 社会福祉法人立の認定こども園におかれましては、学校コード欄の記載は不要です。

## 2 提出先

〒231-8588（住所の記載は不要）神奈川県 私学振興課助成グループ 春日宛

## 3 補助単価等

- (1) 国庫補助対象

ア 対象園 ・1園2人以上の障害児を就園させている学校法人立園・学法化予定園  
・1園1人の障害児を就園させている学校法人立園・学法化予定園**(在籍園児数が80人未満の園に限る)**

イ 補助単価 園児1人当たり 年額784千円（国392千円、県392千円）

裏面もご確認ください

## (2) 県単補助対象

ア 対象園 ・ 1園1人の障害児を就園させている学校法人立園・学法化予定園で  
在籍園児数が80人以上の園

・ 1園1人以上の障害児を就園させている学校法人立以外の園

イ 補助単価 園児1人当たり 年額392千円(県392千円)

※ 内示の際に単価等を変更することもありますので、あらかじめご承知おきください。

※ 国が実施する医療的ケア看護職員配置事業と対象の経費を重複して申請することはできません。

## 4 当該補助金の補助対象となる園児区分(当該年度の5月1日時点で判断)

○: 補助対象とする ×: 補助対象としない

☆: 市町村が実施する子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第4号に規定する多様な事業者の参入促進・能力活用事業の対象となる者を除く。(市町村が事業を実施しない場合は補助対象とする。)

類型	設置者	1号認定	2号認定
幼稚園 (幼稚園型認定こども園を除く)	学校法人立	○	—
	上記以外	○	—
幼稚園型 認定こども園	幼稚園部分が 学校法人立	○	○
	上記以外	☆	☆
幼保連携型 認定こども園	学校法人立	○	×
	上記以外	☆	×

※ 補助対象となる園児は令和8年5月1日現在、①在園し、かつ満3歳以上であること、②認定こども園の場合は補助対象となる支給認定区分に認定されていることが必要です。

幼保連携型認定こども園において、年度途中で補助対象園児の認定が変更された場合にはこの限りではありません。また、変更の際は早急に連絡してください。

## 5 留意事項(診断書・判定書等について)

※ 「特別支援の必要性を証する書類」として提出する診断書・判定書等について、写しの提出でも可としています。

※ 事業計画書作成にあたっては、別添1「私立幼稚園等特別支援教育費補助事業計画関係書類の提出にあたっての留意事項」も併せてご確認ください。

問合せ先  
助成グループ 春日、三橋  
電話 045(210)1111 内線 3773